

第9章 社会連携・社会貢献

中期目標

医療系の大学として、医療・健康・保健面における社会連携・社会貢献を積極的に推進するとともに地域交流事業及び国際交流事業に参加しその成果の社会への還元を図る。

中期計画

【25】 医療・健康・保健面における社会貢献を積極的に推進するため「社会連携・協力に関する基本方針」に基づき、地域との連携・協力を組織的に推進する全学的体制（地域連携推進センター（仮称））を整備して、医療・健康・保健面において地域を指向して教育研究活動を推進するとともに、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図る等医療系の大学として地域社会の活性化に貢献していく。また、その取組の適切性について点検・評価及び検証を行いその結果を踏まえ改善を図る。

- ・高齢者等の健康維持等への支援のため大学が所在する品川区、世田谷区、目黒区、立川市、船橋市、和歌山市との共催及び後援による「まちの保健室」や公開講座の開催を推進するとともに、自治体との連携により「産後ケア事業」を開設し、産後不安を抱える母子へのケアに高度な助産実践力をもって貢献していく。また、地域貢献の取組の円滑な推進を図るため、各地方自治体との連携協力に関する協定書の締結に努める。
- ・本学の教育研究活動を理解願うため業務に支障を生じない範囲で、地方自治体及び医療関係機関等からの要請に応じて、医療保健をテーマとする講演会・セミナー等に教員を派遣するとともに、地域の医療保健に関わる共同研究及び受託研究を推進する。
- ・大学院研究科における研究への取組及び最新の研究課題・研究成果等を紹介する、大学院主催の公開講座等の充実を図る。また、保健医療機関等において感染管理に従事する看護師の要請に応じて「感染制御実践看護学講座」（6ヶ月研修：厚生労働省認定）を実施する。
- ・社会貢献の一環として、一旦臨床現場を離れた看護師等が職場復帰を目的に、また医療系企業人が最新の専門知識・能力の修得を目的に、本学での再教育を希望する場合その受入方法等を検討し積極的に応じていく。
- ・学部及び研究科における研究成果等については本学の紀要及び研究成果報告書等を定期的に発行しウェブサイト等に公表する。
- ・医療系の大学で学ぶ学生として、社会貢献・社会活動に関する意識の涵養及び学習意欲の向上を図るとともに、地域との交流を深めるため学生のボランティア活動への積極的な参加を奨励する。
- ・教育・研究の充実・発展を図るため産・学・官等との共同研究及び受託研究を積極的に推進するとともにその成果を公表する。
- ・地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放及び図書館利用の拡充に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「国際交流に関する基本方針」に基づき、学生・教員に係る海外派遣・海外研修等を実施するとともに海外からの留学生・研究生等の受入れを積極的に推進することにより、大学の国際化を進め地域の国際化に寄与する。 |
|--|

取組状況及び課題等【企画部】【研究協力部】

本学は、建学の精神及び理念・目的に基づき、医療系大学として学部・研究科等の教育・研究の充実・発展を図るとともに、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進し、地域との連携・協力を組織的に推進するため「社会連携・協力に関する基本方針」を定めて取り組んでおります

(資料 9-1<http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0803001.pdf>)。

基本方針とその取組状況については、本学のホームページ等により社会に公表しておりますが、基本方針に基づき、医療・健康・保健面において地域を指向し教育・研究・社会貢献活動を推進し、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在として機能強化を図る等、医療系の大学として地域社会の活性化に貢献しております。

このような本学の取組を理解いただくためにも、業務に支障を生じない範囲で地方自治体や医療関係機関等からの要請に応じて、医療保健をテーマとする講演会・セミナー等に教員を派遣するとともに、地域の医療保健に関わる共同研究や受託研究、講師等の相互派遣及びインターシップを積極的に推進しており、その状況についてはホームページで公表しております。

〔大学が所在する自治体との連携協力〕

大学のキャンパスが所在する品川区、世田谷区、目黒区、立川市、船橋市、和歌山市との連携・協力により地域における高齢者等の健康維持支援等の事業を実施するとともに、地域貢献の取組の円滑な推進を図るため、各地方自治体との連携・協力に関する協定書の締結に努めております(資料9-2)。

1) 五反田キャンパスが所在する品川区においては、これまで品川区と様々な事業で協力を行ってきたこともあり、包括連携協定を締結し保健・医療、教育・文化、福祉、産業振興、防災及びまちづくりの政策等において、地域の課題解決と本学の教育・研究機能の向上を図り、もって地域社会の発展を図ることを目的に連携・協力を進めております。

令和2年度については、特に災害時における施設使用に関する協定書の早期締結に向けて担当者間において品川区と検討を進めております。

○ 区内に所在する7大学等と協力して大学連携公開講座等を実施することにより、生涯学習活動の活性化を図ることとしており、地域貢献の観点から毎年度2回品川区と共催し区民を対象に公開講座を実施していましたが、令和3年度もコロナ禍のため、昨年度のオンライン公開講座の続編として「新型コロナウイルスと生きる Part2～明るい未来までもう少し！？～」をYouTubeにて開催しました。アクセス数は全国各地から累計145件あり「最新の感染状況・対策について知ることができて参考になった」という感想を多数頂きました。

また、本学「産後ケア研究センター」では、品川区の「ネオボラネットワーク」事業との連携により、教育研修を受けた助産師が、母親の産後の育児不安や体調、メンタル

ヘルスに関する相談に対応しております。品川区内のホテルの一室を利用し、①一組の母子に対して助産師がケアを提供する日帰り型、②利用者宅を訪問し、実際の子育ての場において相談に応じる訪問型、③その他授乳等の不安に迅速に対応する電話授乳相談を産後ケア事業として実施しております。令和3年度も昨年に引き続き、コロナ禍でしたが、通常通りに日帰り型、訪問型、電話相談は実施いたしました。日帰り型、訪問型の実施件数は昨年の1.5倍、に増加致しました。電話相談についても、2019年のコロナ以前より1.7倍と増加しております。また、EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)の得点が高得点となり、うつ傾向が考えられるケースがコロナ前7.4%、コロナ後14.4%と約2倍に増加しています。また、継続支援を必要とする割合も、コロナ前21.2%、コロナ後28.6%と増加しています。このことからコロナ禍において対象者は不安や悩みを抱えていることが伺われます。コロナ禍における母子のメンタルヘルスを考慮した切れ目のない支援に繋がり、産後ケア事業として役割を果たせていると考えます。今後さらに大学院としての教育をより一層充実させていき、産後ケア事業にも貢献していきたいと考えております。

- このほか、学生と共に地域の健康問題の予防や災害時の助け合いの一助になることを目指し、絆・つながりを強めるための地域貢献事業を行っており、これまで看護学科2年生の地域保健活動演習で、協定を結んでいる品川区の住民を迎え「健康づくりの会」を開催し昨年度は延べ107名の方に参加いただきました。

令和3年度は、COVID-19の影響から、さまざまな地域貢献事業を断念することになりましたが、今だからこそ、絆・つながりを強めた地域貢献が重要と考え、ご高齢の方の交流機会が増えるよう「やさしいZoomの使い方マニュアル(パソコン用・スマホ用)」の作成等を行いました。次年度の「健康づくりの会」をZoomで開催し参加者にマニュアルを配布して多くの品川区住民の参加を促しました。地域保健活動事業「健康づくりの会」をオンライン(Zoom)にて実施した。本年度は2021年5月14日～6月11日の金曜日に、五反田(大学体育館)参加者用Zoomにて5回、八潮参加者用Zoomにて4回、計9回実施し、50～80歳代の地域住民、延べ107名(実人数40名)の皆様にご参加いただきました。

他にも、11月7日(日)に実施された「第3回 わっと！つながるみんなの未来い ファームエイド東五反田」に本学4年生15名が公衆衛生看護学実習の一環として参加し、地域住民の皆さまへの健康教育ポスター掲示と説明を行いました。約1000人の地域住民の方々が来場されました。NHKの「ハートネットTV」の取材にもきていただき、参加した学生にとっては大変貴重な体験になりました。

- 2) 世田谷キャンパスが所在する世田谷区においては、世田谷区基本計画に掲げる「世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」の一環として、区内所在の14大学における地域貢献等の取組に関する区長と各学長との懇談会を開催し、意見交換等を行っております。

令和3年度はこの懇談会において区が新設した「教育総合センター」の紹介と同センターを活用した区内所在大学との連携についての意見交換が行われ、本学からは学校法人として医療面の知見、幼児教育のノウハウでの区との連携の可能性をお伝えしました。

また、世田谷区教育委員会とは、区内小中学校での教育活動等支援事業として学校行事、学級運営、部活動での学生ボランティア募集情報の連携を行っており、本学学生の地域ボランティアへの参加機会を提供しています。

なお、世田谷区基本計画に関連し、世田谷区教育委員会と連携に関する基本協定書を締結しております。

3) 国立病院機構キャンパスが所在する目黒区においては、これまでの密接な連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもってこれまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し明るく希望に満ちた地域社会を築くため、基本協定書を締結しております。

○ 連携の一環として、「子ども虐待防止検討委員会」座長に精神看護学領域の教員を派遣するとともに学生が目黒消防団に多数加入(令和3年度新規入団者37名)し地域の防災活動に参加しており目黒区及び同消防団から高い評価を得ております。ただし令和3年度はコロナ禍で活動が軒並み中止となりました。

○ また、目黒区との共催により公開講座を毎年開催しており、令和2年度も対面とオンラインを併用する形で実施いたしました。また令和3年度からは目黒区教育委員会事務局生涯学習課からの声掛けで、区内の5つの大学・高等学校で回す連携講座にお誘い頂き、第一回として11月27日に「子どものネット依存！家庭でできる予防と対策」という連携講座を実施しました。一方で、これまで平成28年9月より、地域の健康関連企業や診療所、包括支援センターの協力の下に「ひがしが丘保健室」(まちの保健室)を学生・教員により年2回開催しておりますが、令和2年度以降はコロナ禍で開催ができなかった代わりに、ひがしが丘保健室便りを年3回発行し、過去にまちの保健室に参加頂いた方々に郵送し、繋ぎりを継続しました。直接の交流ができるようになるまでは、本取組を継続し、高齢者を中心とした地域の方々を対象に公衆衛生の向上に資するコンテンツをご提供してまいります。

○ 令和3年度はさらに目黒区ならびに目黒イーストエリア商店街連合会との連携を深めた1年でした。秋に実施される目黒区民祭り(さんま祭り)や春に開催される桜まつりの実行委員会に参画し、来場者の感染防止対策の面で実践・指導を担う役割を期待されました。学生生活支援委員会のメンバーと検討を重ね、コロナ禍でのイベント実施に際しての感染防止対策を提言としてまとめて目黒区への提案を行いました。その提案は自治体からも高く評価され、目黒区唯一の医療系大学として、本学に期待される役割が明確になったと同時に、地域貢献の選択肢が増えたことを実感しました。各種お祭りは結果的にいずれも中止となり実際に感染防止策の実施も叶いませんでしたが、地域住民や商店街、行政との信頼を築きパイプが太くなったことで、様々な交流の機会を頂けるようになりました。今後はこうした関係性を維持強化してまいります。

4) 立川キャンパスが所在する立川市においては、保健医療福祉や災害対策の分野を中心とする「連携及び協力に関する基本協定」を締結し様々な活動を展開しております。

○立川市と協力し学生が入団する「立川市消防団機能別分団(学生消防団)」は3年目を迎え、COVID-19対策を講じた上で任命式、規律訓練、参集訓練、総合防災訓練及び出初

式を行いました。

令和3年度は、本学から1年次生40名が新たに入団し、1年次生から4年次生までの総団員数が150名となり立川市消防団員の5割以上を占めるとともに立川看護学部生の約3割に達しました。

また、このような様々な活動が評価され、日本消防協会から立川市へSUV活動車が寄贈されました。

なお、立川市消防団機能別分団(学生消防団)は、大規模災害時に消防団本部直轄の団員として、災害現場・大学施設の救命活動を行うほか大規模災害に備えた訓練及び主要行事の参加、自治会・学校等に対する応急救護訓練指導等を行います。

- 更に立川市と共催により、立川市民向け公開講座「コロナ疲れと上手な付き合い方～健やかな睡眠へのいざない～」をテーマに感染防止対策の観点から立川キャンパスを会場とした対面講座とオンライン配信を同時で実施(ハイブリッド方式)、当日参加できない方も後日御覧いただけるようオンデマンド配信も加えた企画としました。対面では8名、オンラインでは遠方からの方を含め13名が、ご自身やご家族、身近な方のこころの健康や睡眠対策に興味を持って参加されました。

- 夏休みには、立川キャンパスにおいて立川市の幼児～学童を対象に「アロマせっけんづくり」を行いました。

参加者は、付き添いのパパ、ママ、祖母までと年齢層が幅広く、学生ボランティアを含めて45名となりました。今回のイベントは、手洗いの重要性を再確認できたこと、夏休みの自由研究に貢献できたこと、コロナ禍で夏休みの子供向けのイベントが少ない中、安心して親子で楽しめたこと等、立川市民にとって非常に有意義で思い出に残るものとなりました。

- 年度末の3月には、3年ぶり開催となる「立川シティハーフマラソン2022」が開催され(主催:立川市)、立川看護学部の学生のみならず、東が丘看護学部、医療保健学部の学生の参加もあり総勢60名がボランティアとして医師、看護師の補助(救護)活動や給水、選手誘導等を行いました。

今回、初めてのボランティア活動でしたが、立川市からは大変喜ばれました。

- 立川市赤十字奉仕団は、日本赤十字社東京都支部の下で、40年間にわたり地域に根差したボランティア活動を行っている団体ですが、現在団員の高齢化が進んでいることから立川市で唯一の4年制看護大学である本学へ「今学んでいる知識を奉仕活動に活かし、若い力でボランティア活動を盛り上げて欲しい」との協力要請がありました。

本学の学生は、日本赤十字社に対して献血などで親近感があり、短期間で20名の学生が応募、入団しました。

入団後は、献血ルーム・血液センターでの活動、救急法の講習、義援金・救援金募集活動を行います。

5) 千葉看護学部が所在する船橋市においては次のとおりです。

- 千葉県からの要請を受け、4年連続で千葉県看護職員研修事業「実習指導者講習会」を受託しました。「実習指導者講習会」では53施設67名が受講し、「実習指導者講習会(特定分野7日間コース)」では32施設32名が受講しました。ICTを利用した遠隔講

義と対面による演習・グループワークを組み合わせたハイブリッド講義により、受講者全員が予定されたカリキュラムを修了。千葉県より修了証を授与されています。令和4年度についても同事業を千葉県より受託することが決定しております。受講者全員が厚生労働省の規定する「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱」に従った講義を受講し修了認定を受領できるよう、積極的に対応してまいります。

- また、同講習会の修了者を対象としたフォローアップ研修を令和3年3月10日に実施しました。当日は令和元年修了生のうち16名、令和3年修了生のうちの43名、計59名が参加し、講義の後にグループワークにて実習指導活動の状況や課題を話し合い、今後の取組について考える機会を提供しました。千葉看護学部では実習指導者講習会終了後も、このような取組により地域医療現場の看護職に自己研鑽の場を提供し、地域医療の発展に貢献して参ります。

- 令和3年12月12日に船橋市、船橋市医師会からの後援をいただき、地域交流イベントを以下の内容で開催しました。当日は地域にお住い方を中心に89名の方に参加いただきました。

【地域交流イベントの概要】

1. 公開講座 第一部 講演会 「コロナ禍におけるがん予防～検診と生活習慣の視点からがん予防について考える」。第二部 パネルディスカッション 「がんサバイバーの実際の生活と地域における支援」
2. 公開講座 文化人類学から読み解くコロナワクチン接種への人々の多様な対応

- 6) 和歌山看護学部雄湊キャンパスが所在する和歌山市においては、市内中心部に開設された看護学教育の大学として地域貢献に関する要請が多く寄せられております。

- 令和3年度も、昨年度と同様、和歌山県や和歌山県看護協会の各種委員会委員を引き受け、主催する各種事業に協力しました。認定看護管理者研修、実習指導者講習会や和歌山県教育委員会と締結した連携協力に関する基本協定書に基づき、教育職員免許法認定講習等に講師を派遣しております。

- 令和3年度も、引き続きコロナ禍の影響で、昨年度同様、ボランティア活動の要請件数は少なく、ボランティア活動の学生参加件数は20件、参加学生は56名となっております。また、昨年度参加した和歌山市中消防署主催の「多数傷病者対応訓練」についても、多数の学生が参加を希望しましたが、新型コロナ感染拡大により中止となりました。ただ、今年度は医愛祭の企画として、和歌山青年会議所が主催する「パワーオブワカヤマ～ヒトニヒカリ～」に参画、学生が200個の和紙灯籠を作成し、医療従事者に日頃の感謝を伝えるメッセージを送りました。

- 卒業後の学生が地元で貢献し活躍するため、また学生に経済的な支援をしていただくために、学生・保護者対象に、和歌山県下の病院から奨学金についての説明会を開学時より開催しておりました。ただ、令和3年度はCOVID-19の影響で実施形態を変更し、就職も含めたオンライン説明会をZoomにより実施しました。10病院・施設が参加し、参加学生59名に対し病院等の説明、懇談を行っていただきました。現在、病院奨学金利用学生は平成30年度56名、令和元年度63名、令和2年度52名、令和3年度46名となっております。

○ 令和3年度には、公開講座として「コロナ禍でもこころを笑顔に！」と題し、和歌山市と共催で心の健康について紹介し、39名の地域住民の参加がありました。また、令和3年4月に設立した和歌山看護実践研究センターにおいて、「精神疾患を持つ方々への支援～退院や地域生活に向けて～」と題しシンポジウムを開催、地域の医療機関に勤める看護師等54名の参加があり、事例報告や意見交換により地域医療の連携、地域とのつながりを強める機会を設けることができました。

〔大学院等における社会貢献の取組〕

1) 医療保健学研究科の取組

医療保健学研究科においては、社会貢献の一環として仕事を続けながら、修士あるいは博士の学位を取得することができます。大学院生が現場に根を張りながら、未来の日本の医療と保健に貢献する研究を指導・支援しております。医療の現場では、健全な倫理観と高度の専門性を持ち、かつ高いコラボレーション能力を持った人材が求められています。このような資質は多くの人が潜在的に持っており、少し磨きをかければその能力を発揮するチャンスに恵まれます。

本大学院は、卒業生・修了生のみならず、すべての医療人が最先端の知識・技術を学び続けられるよう幅広い支援(医療機関が開催する現職研修の出前講義や科目等履修生の受入れや修了後も更に学べる研究生等)に取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症が依然収束しない状況の中でも、多くの大学院生が医療現場の最前線で働きながら学び続けられるよう助言など支援を行っております。修士課程の全領域(8領域)は文部科学省の職業実践力育成プログラム(BP)に認定されており、そのうちの6領域については厚生労働省による専門実践教育訓練給付制度の指定講座に認定され、一定の条件を満たせば受講費用の一部が支給されること等から学生の入学希望者は増えております。

さらに、医療保健学研究科においては、研究の取組や最新の研究課題・研究成果を一般に紹介するため年1回公開講座を開催しており、令和3年度は第13回目となり「ダイバーシティ時代のヘルスケアを考えるー連携から統合へー」と題して開催され、参加者は、一般の企業関係者、医療機関関係者、本学関係者を含め139名が参加しました。

2) 感染制御学教育研究センターの取組

感染制御学教育研究センターにおいては、保健医療機関等で感染管理に従事する看護師の要請に応じ、「感染制御実践看護学講座」(6ヶ月研修：厚生労働省認定)を実施するとともに、医療関連企業等からの要請により企業等で感染制御に関する業務に携わっている方を対象に「感染制御学企業人支援実践講座」を実施しております。

- ① 感染制御実践看護学講座(6ヶ月研修：募集定員20名)は、保健医療機関等において5年以上感染管理に従事した経験を有する看護師を対象に、感染制御実践看護師の育成を目的として実施しており、平成22年度から実施され、令和2年度で第11回目となりました。

この講座は、厚生労働省が定める感染防止対策加算の施設基準(診療報酬加算対象)の感染管理に関する適切な研修であると認定されております。また、文部科学省職業実践力育成プログラム(BP)に認定され、厚生労働省専門実践教育訓練給付制度の指定

講座にも認定されており、条件を満たすことにより受講費用の一部が支給されるため、受講者も増加傾向にあり、令和3年度においては13都府県から23名の受講者がありました。これまでの受講者を合計すると、37都道府県から250名が受講しております。講義は受講者全員がコロナ禍の中でも医療現場の感染管理の最前線で働く看護師であるため、時間的制約も多く、昨年度に引き続き、対面授業とオンライン授業等を織り交ぜ実施いたしました。

なお、通常講義は、主として週末の土曜日や夏季期間等に授業を行う大学院の集中講義の時期に合わせて行う等工夫しており、受講者及び受講者を派遣している医療機関等から、感染管理に関する専門的知識を受講することができると高く評価されております。

感染制御実践看護学講座の受講者数の推移

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
13都府県	14都道府県	14都府県	17都府県	13都府県
21名	24名	25名	23名	23名

- ② 感染制御学企業人支援実践講座(6ヶ月研修：募集定員10名程度)は、平成25年度(2013年度)から実施され、企業等で感染制御に関する業務に携わっている方や医療機器や医療品等の製造・販売に関連する企業人を対象に、感染制御学の基礎と最新の情報や医療現場の取り組み状況などを学ぶ実践的な教育講座です。

修了生には「感染制御に関する最新の専門的知識を修得することができ大変有意義な講座であった」と評価されております。

感染制御学企業人支援実践講座の受講者数の推移

25年度	26年度	27年度	29年度	元年度	3年度
12名	6名	7名	6名	5名	2名

※平成28年度、平成30年度、令和2年度は開講せず。

3) ボランティア活動、施設の開放の取組

医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励しております。具体的には、ボランティア活動を希望する学生は児童養護施設等における介助活動高齢者・障害者への介助・支援活動、地元の行事に参加して地域との交流を深める活動、医療に関わる活動等に参加しております。

また、地域社会に開かれた大学として校舎・体育館等施設の開放と図書館利用の拡充に努めております。

4) 産学官連携への取組【研究協力部】

本学における「社会連携・教育に関する基本方針」に基づき、教育・研究の充実・発展を図るため産・学・官との共同研究及び受託研究を積極的に推進しその成果を社会に公表しております。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
共同研究	4 件	3 件	4 件	7 件	11 件
受託研究	3 件	3 件	6 件	5 件	6 件

また、本学では学則第 58 条の規定に「東京医療保健大学総合研究所」を置くこととされており、これまで特設活動しておりませんでしたが、令和 2 年 10 月に「東京医療保健大学総合研究所の組織及び運営に関する要綱」を新たに制定し、総合研究所の目的・理念を、建学の精神及び東京医療保健大学ビジョンに沿った、特色ある研究を推進するため、全学横断的な体制により先進的な研究活動を行うものとししました。

体制としては学長を所長とし、具体的には研究課題(プロジェクト)ごとに各学部・学科、研究科等を横断した研究チームとして構成されております。

具体的な活動内容としては、

- ・横断的な特色ある研究プロジェクトの遂行(産学連携等を含む)
- ・研究推進及び研究成果のアウトリーチを目的としたシンポジウム等の開催

としております。

総合研究所は、今後も勉強会や講演会などの種々の機会を提供することにより、学内外の共同研究、産学連携による研究費獲得などを強化していく予定でおります。

5) 総合研究所の取組【総合研究所】

令和 3 年度からは、総合研究所に「健康情報基盤研究ユニット」、「ヘルスシステムデザイン研究ユニット」、「教育 DX 研究ユニット」の 3 ユニットを設置し、本格的に研究活動を推進して参りました。

そのうち文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の採択を受けて設立した教育 DX 研究ユニットでは、令和 3 年 12 月 11 日にオンラインシンポジウム「学修者本位の学びをつなぐ・広げる DX ～高校・大学での主体的な学びの実例を通して～」を開催し、多数の大学・高校教員等にご参加いただきました。

学内向け行事としては、「ヘルスシステムデザイン研究ユニット」の設置を記念した総研イブニングセミナーを令和 3 年 5 月 17 日にオンライン開催し、同ユニットの石川雅俊特任教授(医療法人社団ビーンズ理事長)からヘルスシステムデザインに関するご講演をいただきました。また、総合研究所、研究倫理委員会、個人情報保護委員会の合同で「次世代医療基盤法に関する研修会」を令和 3 年 10 月 15 日にオンライン開催し、一般財団法人医療情報システム開発センター主任研究員の吉田眞弓先生にご講演いただきました。

さらに Well-being に関する研究活動を活性化することを目的に、健康情報基盤研究ユニットでは「一歩先の医療保健を創造する研究活動・社会活動助成制度」を創設し、草の根研究・社会活動の支援を開始しました。

総合研究所が本格的な活動を開始してまだ 2 年目であるため、令和 3 年度は研究体制の構築が主な活動となりました。これらの準備をもとに、令和 4 年度に本格的な研究活動を展開していきたいと考えております。

6) 国際交流センターの取組【国際交流センター】

国際交流センターが実施する国際交流事業については、本学の教育目標に基づき、実践

を重視した教育研究の充実・発展に資するため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとして「国際交流に関する基本方針」を定めております。

この方針に沿って具体的には、学部学生を対象として実施している全学合同海外研修は、本学の特色である医療のコラボレーション教育の一環として、在学中から多職種協働への意識を高めること、学科間の情報交換・相互理解を図ること、国際的視野を醸成することを目的に開学2年目から実施しております。

令和3年度においても、COVID-19によるパンデミックの影響が継続しており、学生を海外に派遣する研修は依然難しい状態が続いています。令和3年度は、令和3年9月には、第3回グリフィス大学オンライン研修、また令和4年3月にはオンラインハワイ研修を初めて実施しました。第3回グリフィス大学オンライン研修は英語力を磨く講座を中心に展開され、15名が参加しました。3月のオンラインハワイ研修では、ホノルルのシャミナード大学を中心に医療研修と学生交流が実施されました。大変積極的に参加した24名の研修生からは非常に高い評価を得ました。

学校法人青葉学園 東京医療保健大学と品川区との連携・協力に関する包括協定書

学校法人青葉学園 東京医療保健大学（以下「甲」という。）と品川区（以下「乙」という。）は地域社会の発展を目的とした相互の連携・協力体制の一層の強化を図るため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が保健・医療、教育・文化、福祉、産業振興、防災およびまちづくりの政策等における包括的連携のもと、甲の教育・研究機能の向上および乙における地域社会の課題解決を図り、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲・乙は次の事項について連携し協力する。

- （1）甲・乙が有する知的資源、人的資源および物的資源の活用に関すること。
- （2）甲・乙が共同で実施する事業に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携推進体制）

第3条 甲および乙の連携・協力体制の円滑な推進を図るため、双方に窓口を設置し定期的な協議を行う。また、前条に基づき実施する事業等において、甲乙間の調整が必要な場合には適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲および乙は、この協定に基づく連携・協力により知り得た個人情報に係わる情報を互いに相手の許可なく他に漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、期間は1年間とする。ただし期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、この協定の効力はその後1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年6月1日

（甲）東京都品川区東五反田四丁目1番17号

学校法人青葉学園 東京医療保健大学

理事長

田村 哲夫



（乙）東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区長

濱野 健



東京医療保健大学と世田谷区教育委員会との連携に関する基本協定書

東京医療保健大学（以下「甲」という。）と世田谷区教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の知的・人的資源等の交流・活用を図り、教育、文化等の分野において双方の発展と充実及び乙の所管する区立幼稚園及び区立小・中学校（以下「区立学校等」という。）の活性化に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、相互に協議のうえ、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 区立学校等の教育活動等の支援に関すること
- （2） 甲の施設利用に関すること
- （3） その他、甲及び乙が必要と認める事項

（協議機関）

第3条 この協定書に基づき事業の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置する。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の6月前までに、甲乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年 6 月 / 日

甲 東京都世田谷区世田谷三丁目11番3号
東京医療保健大学 学長

山本 正史



乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区教育委員会 教育長

若井 正史



東京医療保健大学と目黒区との連携・協力に関する基本協定書

東京医療保健大学（以下「大学」という。）と目黒区（以下「区」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、これまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し、明るく希望に満ちた地域社会を築くため、ここに基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、保健医療福祉の分野を中心に、大学と区の両者がそれぞれの特性を活かして連携・協力することで、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 大学と区は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）医療・保健福祉に関する事項
- （2）健康教育・学習に関する事項
- （3）地域との連携・協力に関する事項
- （4）大規模災害発生時における連携・協力に関する事項
- （5）その他区と大学が必要と認める事項

（個別協定等）

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、大学と区の担当部署との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、大学と区が必要と認めるときは、協議により、その期間を更新できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、大学と区との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成29年10月6日

学校法人青葉学園
東京医療保健大学理事長

目黒区長

田村 哲夫



青木 英二



東京医療保健大学と立川市との連携及び協力に関する基本協定書

学校法人青葉学園東京医療保健大学（以下「甲」という。）と立川市（以下「乙」という。）は、これまで醸成してきた連携及び協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、これまでなし得なかった新たな価値や可能性を生み出し、明るく希望に満ちた地域社会を築くため、ここに基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、保健医療福祉及び災害対策の分野を中心に、甲及び乙の両者がそれぞれの特性を活かして連携し、協力することで、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）医療及び保健福祉に関する事項
- （2）健康教育及び学習に関する事項
- （3）地域との連携及び協力に関する事項
- （4）大規模災害発生時における連携及び協力に関する事項
- （5）その他甲及び乙が必要と認める事項

（個別協定等）

第 3 条 前条各号に掲げる事項を実施するため、必要に応じ個別協定を締結するものとする。

（連携及び協力の方法等）

第 4 条 第 2 条各号に掲げる事項の実施に当たっては、甲及び乙が協議のうえ、連携及び協力の方法、成果の利用、費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結日から起算して 5 年とする。ただし、この協定が満了する日までに甲及び乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間は、5 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第 6 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保管する。

平成 31 年 3 月 7 日

甲 東京都品川区東五反田 4 丁目 1 番 17 号
学校法人青葉学園
東京医療保健大学

理事長

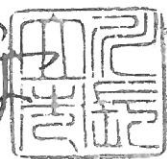
田村 哲夫



乙 立川市泉町 1156 番地の 9
立川市
代表者

立川市長

清水 元一



東京医療保健大学と和歌山県教育委員会との連携協力に関する協定書

東京医療保健大学(以下「甲」という。)と和歌山県教育委員会(以下「乙」という。)とは、相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、教育上の諸課題に適切に対応することによって、相互の教育の充実・発展に資することを目的として、次のとおり協定する。

(連携協力の内容)

第1条 甲及び乙が連携協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校等の教育活動への支援に関すること
- (2) 多様な学習機会の提供に関すること
- (3) 教職員、学生及び児童生徒の交流・研究・研修に関すること
- (4) その他双方が必要と認める事項

(方法)

第2条 甲及び乙が連携協力するに当たっては、相互の教職員及び学生・生徒等の派遣及び受入れ並びに施設設備等の利用について、業務に支障のない限り互いに便宜を供するものとする。

(経費)

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担は、事業ごとに双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも協定を終了する旨の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲及び乙が協議して別に定めることができるものとする。

- 2 この協定の内容を変更する必要がある場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 3 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決を図るものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月6日

甲 東京医療保健大学

学 長

木村 哲



乙 和歌山県教育委員会

教育長

宮下和己

